

○長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料一覧（福山市手数料条例第2条第160号の3関係）

① 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 [円]（法第8条第1項の変更認定申請も同額^{※1}）

種類・用途・面積区分		事前審査なし	確認書又はその写しの添付	住宅性能評価書 ^{※2} 又はその写しの添付	
新築住宅	戸建住宅	45,000	12,000	12,000	
	共同住宅等	500㎡以内	105,000	22,000	22,000
		500㎡超え 1,000㎡以内	168,000	36,000	36,000
		1,000㎡超え 2,500㎡以内	331,000	60,000	60,000
		2,500㎡超え 5,000㎡以内	592,000	96,000	96,000
		5,000㎡超え 10,000㎡以内	1,017,000	147,000	147,000
		10,000㎡超え 20,000㎡以内	1,882,000	249,000	249,000
		20,000㎡超え 30,000㎡以内	2,688,000	316,000	316,000
		30,000㎡超え	3,293,000	358,000	358,000
既存住宅	戸建住宅	67,000	18,000	/	
	共同住宅等	500㎡以内	157,000		33,000
		500㎡超え 1,000㎡以内	251,000		54,000
		1,000㎡超え 2,500㎡以内	496,000		90,000
		2,500㎡超え 5,000㎡以内	888,000		144,000
		5,000㎡超え 10,000㎡以内	1,525,000		220,000
		10,000㎡超え 20,000㎡以内	2,822,000		374,000
		20,000㎡超え 30,000㎡以内	4,032,000		473,000
		30,000㎡超え	4,939,000		537,000

※1 法第8条第1項の変更認定申請において、省令第3条各号に掲げる予定時期の変更で、その期間が6月を超えるもののみの変更の場合は、手数料を徴収しない。

※2 住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。

② 法第9条1項又は第3項の規定による変更の認定申請手数料 [円]

徴収しない

③ 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴う場合は、建築物に関する確認の申請に対する審査の手数料を加算

④ 構造計算適合性判定を求める審査を伴う場合に加算する手数料 [円]

床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラムによるもの	構造計算が大臣認定プログラムによらないもの
1,000㎡以内のもの	184,000	206,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	208,000	233,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	319,000	362,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	398,000	453,000
50,000㎡を超えるもの	553,000	635,000

※ 建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。

問い合わせ先

福山市建設局建築部建築指導課（〒720-8501 福山市東桜町3番5号）
 電話番号：（084）928-1104 FAX：（084）928-1735
 メールアドレス：kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp